

令和5年度事業計画(案)について

－ 運営の基本方針 －

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が本年5月8日に2類相当から5類へ移行し、3年余りにわたった感染対策は、今後、個人・事業者の判断に委ねられることとなり、平時の対応へと大きな区切りを迎えた。

しかしながら、長期に及んだ行動制限や社会・経済活動の制約を伴う対策により、飲食や観光をはじめ、各業界において経済的損失が発生したところである。

当協会の昨年度事業においても、外国人技能実習生のこれまでの入国規制等の影響により随時技能検定の受検手数料が減少するとともに、雇用保険特別会計の枯渇により国(厚生労働省)受託事業費が大幅に削減されるなど、運営に大きな影響が生じた。

今後は、感染の再流行や変異ウィルスの発生に留意しつつも、5類移行後のウィズコロナの下、社会活動及び経済の力強い回復を図っていかねばならない。

そのような状況の中、わが国の「ものづくり産業」を取り巻く情勢としては、慢性的な人手不足に加え、ロシアのウクライナ侵略を契機とする世界的なエネルギー・資材・食料の供給不足と円安傾向により、原材料をはじめとする諸物価の高騰とその影響が強く懸念されている。一方、引き続き、デジタル化、グリーン化、経済安全保障など、新たな課題への取り組みが求められており、これからの経済情勢や技術体系の変革に対応できる産業人材の確保・育成は欠かせない。

こうした情勢を踏まえ、当協会は、職業能力の開発が産業構造の変化、技術進歩等への労働者の適応性を増大させ、職業の安定と労働者の地位の向上、ひいては経済及び社会の発展に寄与するという、職業能力開発促進法の基本理念を具現化するため、効率的な執行体制を構築しつつ精力的に事業を推進していく。

《技能検定制度の推進》

- ◇ 会員の協力を得て、若年者に対する受検料減免措置等の周知を図り、技能検定を活用した人材育成が一層普及するように努める。
- ◇ 外国人技能実習制度に伴う技能検定は、検定委員、外国人実習監理団体及び実習生受入事業所との連携を一層強化し、効果的な検定体制の整備に努める。

《若年技能者人材育成支援等事業(国からの受託事業)》

- ◇ 学校や企業へのマイスター派遣などを通じ、若年技能者の人材育成に努めるとともに、地域の創意工夫による意識啓発事業等を実施し、技能尊重気運の醸成を図る。

《しまねものづくり技術人材バンク運営事業(県からの受託事業)》

- ◇ 熟練技能者等の登録、指導者を必要とする県内事業所など、情報、ネットワークやノウハウを活かして仲介業務を進め、技能者育成に一層寄与できるよう取り組む。

《技能振興イベント運営業務(県からの受託事業)》

- ◇ ものづくり体験等のイベント開催を通じ、広く県民へものづくりの魅力を伝え、技能尊重機運の醸成及び次世代を担う後継技能者の確保育成を図る。

《コンピュータサービス技能評価試験及びビジネス・キャリア検定試験》

- ◇ 事務系従業者の人材育成に広く活用されるように申請者数増に向けて取り組む。

《全国競技大会への県代表選手の派遣》

- ◇ 技能五輪全国大会、若年者ものづくり競技大会などへの参加職種の拡大、参加選手数増に努め、県内技能者の技能向上を支援する。

I 会務に関する事項

1. 理事会 1 回

2. 総会
通常総会 1 回

3. 表彰等の実施

イ) 会長表彰

- | | |
|---------------|--------------------------|
| ◇事業推進功労者・事業所 | ◇技能競技大会選手派遣事業所 |
| ◇職業訓練推進功労者 | ◇技能競技大会成績優秀者（全国大会敢闘賞受賞者） |
| ◇職業訓練推進事業所・団体 | ◇技能検定試験成績優秀者（2級、3級技能士） |
| ◇認定職業訓練校模範訓練生 | ◇技能評価試験推進功労者 |
| ◇技能検定推進功労者 | ◇職業能力評価制度推進功労者 |
| ◇技能検定推進事業所・団体 | |

ロ) 表彰の内申

- ◇叙勲、褒章、厚生労働大臣表彰（現代の名工、検定委員功労）
- ◇中央職業能力開発協会会長表彰（技能検定功労者等）
- ◇知事表彰（各種功労者）
 - （職業訓練功労者、推進事業所・団体）
 - （技能検定功労者、協力事業所・団体）
 - （技能競技大会成績優秀者：全国大会1、2、3位入賞者）
 - （技能検定試験成績優秀者：特級、1級、単一等級技能士）

ハ) 表彰式典の開催（島根県、島根県技能士会連合会と共催）

4. 広報

協会ホームページの上で各種情報発信

《ホームページアドレス：<http://www.noukai-shimane.or.jp/>》

5. 関係諸機関との連絡調整

II 職業訓練の振興に関する事項

1. 職業訓練指導員講習（48時間講習）の開講

島根県立高等技術校において開催する。

2. 職業能力開発促進事業の推進

職業能力開発促進大会（特別講演）の開催

島根県優秀技能者表彰式典に併せて開催し、人材育成担当者の知識習得、相互啓発の機会とする。

3. 関係諸会議等に出席

Ⅲ 能力評価制度の普及、促進に関する事項

1. 技能検定の実施

| | | | |
|---------|-----------|-----------|-----------------|
| ◎ 目標受検者 | 実技 1,500人 | 学科 1,200人 | (随時級 700人を含む) |
|---------|-----------|-----------|-----------------|

【 実施日程 】

| 期 | 受 付 | 実 技 試 験 | 学 科 試 験 | 合格発表 |
|-----|------------------|-----------------|--------------------|-----------|
| 前 期 | 4 / 3 ~ 4 / 14 | 6 / 6 ~ 9 / 10 | 7/9,8/20,8/27,9/3 | 8/25,9/29 |
| 後 期 | 10 / 2 ~ 10 / 13 | 12 / 4 ~ 2 / 11 | 1/21,1/28,1/31,2/4 | 3 / 8 |

※ 外国人技能実習生の技能検定については随時に試験を実施

- 1) 広 報 (受検者増加対策)
受検勧奨月間 (9月、3月) を中心に様々な機会をとらえて技能検定制度の一層の啓発を図る。
- 2) 島根県技能検定水準調整会議
実技試験の公正・円滑な実施を期するため、技能検定委員による水準調整会議を開催し、採点基準の調整、日程等を協議 (前期・後期各 1 回) する。

2. 技能評価試験の実施

1) コンピュータサービス技能評価試験の実施

ワープロ、表計算の 1 級・2 級・3 級と単一等級の情報セキュリティの 3 部門を登録施設 (3)、認定施設 (15) で実施する。

| | |
|---------|--------|
| ◎ 目標受験者 | 1,000人 |
|---------|--------|

① 登録施設試験 (3 施設)

- ① 島根職業能力開発促進センター ② 島根県立西部高等技術校 ③ 浜田職業能力訓練センター

② 認定施設試験 (15 施設)

- ① 出雲コアカレッジ ② 安来市学習訓練センター ③ 島根中央地域職業訓練センター
④ 邑智地域能力開発センター ⑤ (有)Will さんいん ⑥ (有)島根オーエー
⑦ (有)アイネット ⑧ (株)ソコロシステムズ ⑨ (株)タイピック
⑩ パソコン教室すまいる ⑪ (株)出雲高等自動車教習所 ⑫ (株)島根人材育成
⑬ 松江テルサ ⑭ 日建学院松江校 ⑮ 島根県立大学短期大学部

2) ビジネス・キャリア検定試験の実施

| 期 | 受付期間 | 試験日 | 合格発表 |
|----|--|-----------------------|--|
| 前期 | 令和 5 年 4 月 10 日 (月) ~ 令和 5 年 7 月 14 日 (金) | 令和 5 年 10 月 1 日 (日) | [2・3 級] 令和 5 年 11 月 6 日 (月) [1 級] 令和 5 年 12 月 8 日 (金) |
| 後期 | 令和 5 年 10 月 2 日 (月) ~ 令和 5 年 12 月 8 日 (金) | 令和 6 年 2 月 18 日 (日) | 令和 6 年 3 月 15 日 (金) |

事務系職域をカバーした唯一の公的資格試験で、平成 21 年度までは受託事業で実施
平成 25 年度より中央職業能力開発協会と共同実施

3. 関係諸会議に出席

IV 技能振興並びに技能尊重気運の醸成に関する事項

1. 島根県技能士会連合会との連携

技能向上運動の中核的団体である島根県技能士会連合会との連携を深め、協会事業の円滑な推進を図るとともに、技能者の社会的・経済的地位の向上と、技能尊重気運の一層の高揚を図る。

2. 技能競技大会に参加

- 1) 第18回若年者ものづくり競技大会に選手を派遣（令和5年8月1・2日：静岡県）
- 2) 第61回技能五輪全国大会に選手を派遣（令和5年11月17日～21日：愛知県）
技能五輪県予選の実施
技能検定2級実技試験の実施に併せ、技能五輪全国大会（前期：第61回大会出場選手、後期：第62回大会出場選手）に派遣する本県代表選手選考のための県予選を実施する。
- 3) 第32回技能グランプリに選手を派遣（令和6年2月23日～26日：福岡県）

3. 関係機関との連携業務の推進

- 1) 島根県優秀専門技能者認定事業《 県 》への協力
- 2) 松江市手作り産業優良技能者表彰制度《 松江市 》への協力
- 3) 地域訓練協議会《 島根労働局 》への協力

4. 関係諸会議に出席

V 受託事業に関する事項

1. 若年技能者人材育成支援等事業 《 厚生労働省委託事業 》

若年者のものづくり離れ、技能離れが見られる中、若者が進んで技能者を目指す環境の整備や産業の基礎となる高度な技能を有する技能者の育成等が課題となっており、平成25年度厚生労働省において本事業を創設され、若年技能者の人材育成、技能尊重気運の醸成等を図ることとなった。本事業では、ものづくりマイスターが、技能競技大会の競技課題等を活用しながら、若年技能者への実技指導を行い、効果的な技能の継承や後継者の育成を行うほか、技能士の活用など地域の創意工夫による意識啓発事業等を行うことにより、技能尊重気運の醸成を図る。

- 1) 技能競技大会の競技課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る相談・援助派遣・実技指導
 - ア) 制度の広報並びにものづくりマイスター、ITマスター、テックマイスターの登録
 - イ) ものづくりマイスター等の派遣事業
 - ① 中小企業（製造業・建設業）及び工業高校等（専門高校）への派遣
 - ② 公民館・集会所等を使用した地域のものづくり体験イベントの実施
 - ③ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信事業の実施
 - ④ 熟練技能者等による派遣指導
- 2) 地域における技能振興
 - ア) 技能五輪全国大会の予選の実施及び支援
 - ① 技能五輪全国大会の県予選の実施（日本料理など技能検定にない職種）
 - ② 技能競技大会（技能五輪・若年者ものづくり競技大会）参加者等への支援

- イ) 各種技能振興事業
卓越した技能者（現代の名工）の受賞者の紹介コンテンツの作成支援

3) 活動及び成果目標

| 項 目 | 事 項 |
|--|----------|
| ものづくりマイスターの認定者数 | 6人以上 |
| ものづくりマイスターの活動数 | 2400人日以上 |
| ものづくりマイスターの実技指導を利用した企業・業界団体又は教育訓練機関の満足度 | 90%以上 |
| ものづくりマイスターの実技指導の内容を理解し、今後に生かせるとした訓練生の割合 | 90%以上 |
| ものづくりマイスターの授業等への講師派遣を利用した学校の満足度 | 90%以上 |
| ものづくりマイスターを活用した企業又は業界団体が技能検定又は技能競技大会を人材育成に活用する契機となった割合 | 90%以上 |

4) 関係諸会議に出席

2. しまねものづくり技術人材バンク運営事業 《 島根県委託事業 》

県内に集積している「製造業」は、地域経済を牽引し多くの雇用の場を提供する重要な産業であり、その競争力を維持・強化していくためには人材育成が不可欠である。県内の製造業は中小企業と小規模企業が大部分を占め、人材育成を行う時間や指導者の確保が困難な場合が多い。

本業務は、県内製造業の社員の技能や技術の向上を促進するため「しまねものづくり技術人材バンク」を設置。コーディネーター1名を配置し、企業を退職あるいは再雇用期間が満了した方等で、その技能や技術を活かし製造業の人材育成に貢献する意欲のある熟練技能者等の情報を集約し、指導者を必要とする企業への情報提供を行う機関として運営する。

3. 技能検定業務 《 島根県委託事業 》

技能検定合格証書の作成・交付業務及び技能士台帳の保管業務の実施

4. 技能振興イベント運営業務 《 島根県委託事業 》

技能尊重機運の醸成及び次世代を担う後継技能者の確保定着を図り、島根県における産業の振興に寄与することを目的に、子供たちをはじめ広く県民へものづくりの魅力を伝え、技能への関心を高めてもらえるよう、ものづくり体験や技能実演等を内容とするイベントを開催する。

「しまね技能フェスティバル2023」

ア) 開催者等

- ①主催：島根県・島根県職業能力開発協会
- ②協力：島根県技能士会連合会
- ③後援：会場立地市（予定）

イ) 西部会場

- ①会場：島根県立西部高等技術校（益田市）
- ②期日：令和5年9月24日（日）

ウ) 東部会場

- ①会場：くにびきメッセ大展示場（松江市）
- ②期日：令和5年11月12日（日）